

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 一般競争入札について 松阪商業高等学校 1頁

お 知 ら せ

平成19年2月9日付け三重県公報第1853号に「一般競争入札を行う旨」が次のように掲載されました。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により
公告します。

平成19年2月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 契約名称
情報教育機器設備賃借契約
- (2) 借入物品及び数量
教育用パソコンシステム一式（据付け、配線、調整等を含みます。）
- (3) 借入物品の特質等
借入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (4) 契約期間
平成19年3月28日（水）から平成23年3月27日（日）までとします。
- (5) 納入期限
平成19年3月27日（火）午後5時までとします。
- (6) 納入場所
三重県松阪市豊原町1600番地
三重県立松阪商業高等学校 第3棟2階 マルチメディア教室

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年2月19日（月）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

- (4) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (5) 機能証明書（機器のメーカー及び型式が記載され、権限のある者の記名及び押印があるものです。）
- (6) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒515-0205 三重県松阪市豊原町1600番地
三重県立松阪商業高等学校 担当 山本
電話 0598-28-3011
- (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法
(ⅱ)の場所で、平成19年2月9日（金）から同月15日（木）まで（三重県の休日を含める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（15日は、午後3時までとします。）配布します。
- (3) 入札書提出の日時及び場所
日時 平成19年2月21日（水）午前10時
場所 三重県松阪市豊原町1600番地
三重県立松阪商業高等学校 第1棟1階 大会議室
- (4) 開札の日時及び場所
日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。
- (5) 入札方法等に関する事項
ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。
なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。